

青森県報

号外第百二十二号

平成十五年
十二月二十六日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……
教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……

訓 令

青森県訓令甲第五十一号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項中「午前八時十五分」を「午前八時三十分」に、「午後五時」を「午後五時十五分」に改め、同条第三項中「午後零時から午後零時四十五分」を「午後零時十五分から午後一時」に、「午前八時十五分」を「午後零時」に、「午前八時三十分」を「午後零時十五分」に、「午後四時四十五分」を「午後三時」に、「午後五時」を「午後三時十五分」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十二條第一項中「午後四時四十五分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午前八時十五分」を「午前八時三十分」に、「午後五時」を「午後五時十五分」に改め、同条第三項中「午後零時から午後零時四十五分」を「午後零時十五分から午後一時」に、「午前八時十五分」を「午後零時」に、「午前八時三十分」を「午後零時十五分」に、「午後四時四十五分」を「午後三時」に、「午後五時」

を「午後三時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表を次のとおり改める。

| 区 分 | 始業時刻 | 終業時刻 | 休 息 時 間 | 休 憩 時 間 |
|----------------|---------|---------|----------------------------------|-----------------|
| 月曜日から 金曜日まで | 午前八時三十分 | 午後五時十五分 | 午後零時から午後零時十五分まで及び午後三時から午後三時十五分まで | 午後零時十五分から午後一時まで |

第六条の四第五号中「連続する」を「週休日、休日及び代休日を除いて連続する」に改める。

第九条第一項の表中「午前八時十五分」を「午前八時三十分」に、「午後五時」を「午後五時十五分」に、「午後四時十五分」を「午後四時三十分」に、「翌日の午前九時」を「翌日の午前九時十五分」に改め、同条第二項中「休憩時間の前後」を「正規の勤務時間の始めと終わり」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭